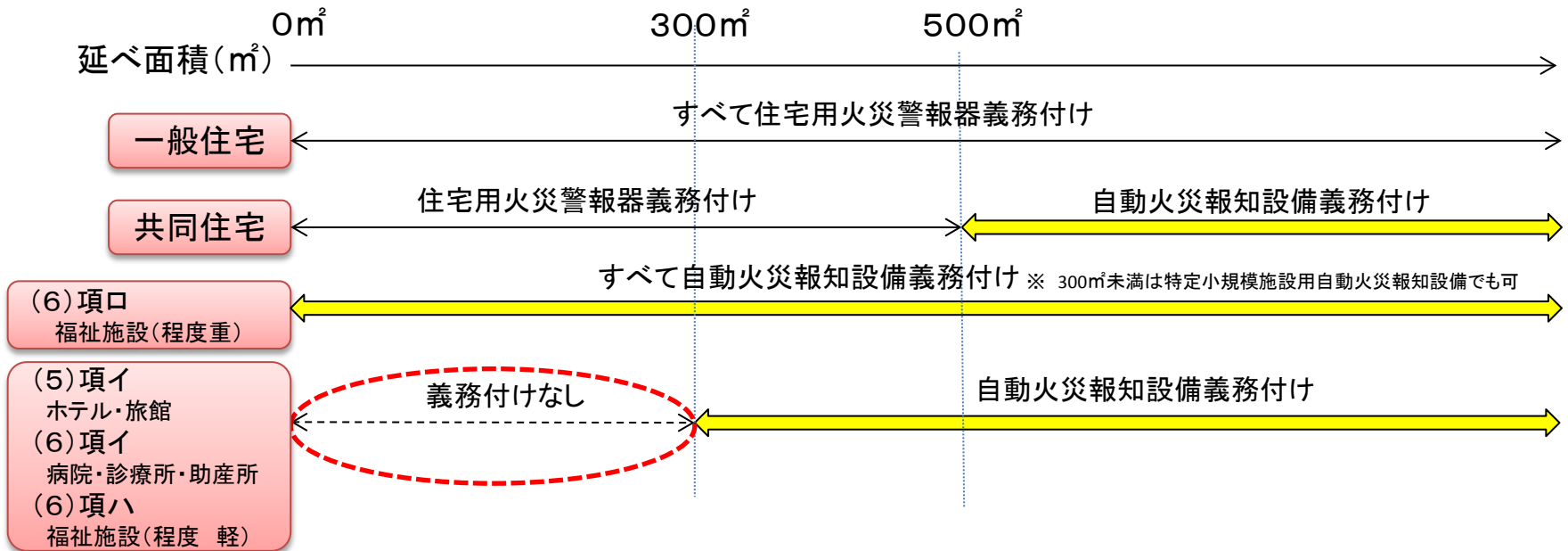


小規模の宿泊を伴う施設への自動火災報知設備の設置義務の拡大の検討について

1. 背景・現状

広島県福山市ホテル火災(平成24年5月、7名死亡)を踏まえて平成24年度に開催した「ホテル・旅館等火災対策検討部会」にて、小規模のホテル・旅館等に係る規制のあり方について下記のとおり検討が行われた。

- ①令別表第一(5)項イ(ホテル・旅館等)について、延べ面積300㎡未満のものに対し、自動火災報知設備の設置義務化を進めるべき。
- ②他の自動火災報知設備の設置が義務付けられていない(6)項ハ(福祉施設)や(6)項イ(診療所等)で就寝用途を有する施設についても、火災危険性を踏まえた検討を行った上で必要な措置を講ずべき。
- ③6項ロ(自力避難困難な者を入所させるもの)とは異なり、自力避難が可能な者が利用する小規模施設である場合、自動火災報知設備として、住宅用火災警報器の設置を認めることについても検討すべき。



※消防庁では、平成22年度において、5項イ及び6項ハの用途に供される部分が存する防火対象物で自動火災報知設備の設置が義務付けられていないものを対象に、住宅用火災警報器を無償配布している。

小規模の宿泊を伴う施設への自動火災報知設備の設置義務の拡大の検討について

2. 検討事項及び対応案

①小規模の宿泊を伴う施設へ自動火災報知設備の設置を義務化することについて

- ・小規模の旅館・ホテルにおいては、住宅と同程度の死者の発生率となっている。
- ・夜間は避難が困難となりやすく、自動的に火災を警報することは有効である。

表 過去10年間(H13～22年中)のホテル・旅館等と住宅との火災被害の比較

	ホテル・旅館		住宅	全建物火災
	延べ面積 300 m ² 未満のもの			
火災発生総件数	1,518	291	162,437	281,401
死者総数	26	15	10,717	12,088
火災100件あたりの死者数 (人/件)	1.7	5.2	6.6	4.3

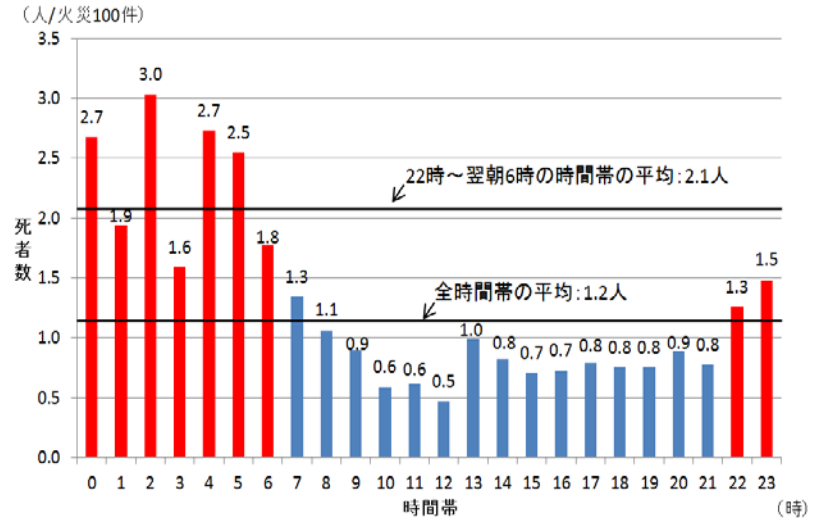


図 過去10年間(H13～22年中)における住宅火災を除いた建物火災100件当たりの時間帯別死者発生状況

※「火災報告」により作成

※火災発生時刻が不明なものを除いた数値とした上で、火災発生件数にあつては放火によるものを、死者数にあつては放火自殺者等を除いた数値を集計したものである。

※火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、就寝時間帯の死者数の平均は2.1人で、全時間帯の平均1.2人の約1.8倍。

<対応案>

消防法施行令を改正し、5項イ、6項イ、6項ハについて自動火災報知設備の設置義務化を検討

※6項イ、6項ハについては宿泊・入居・入院を伴うものに限る。

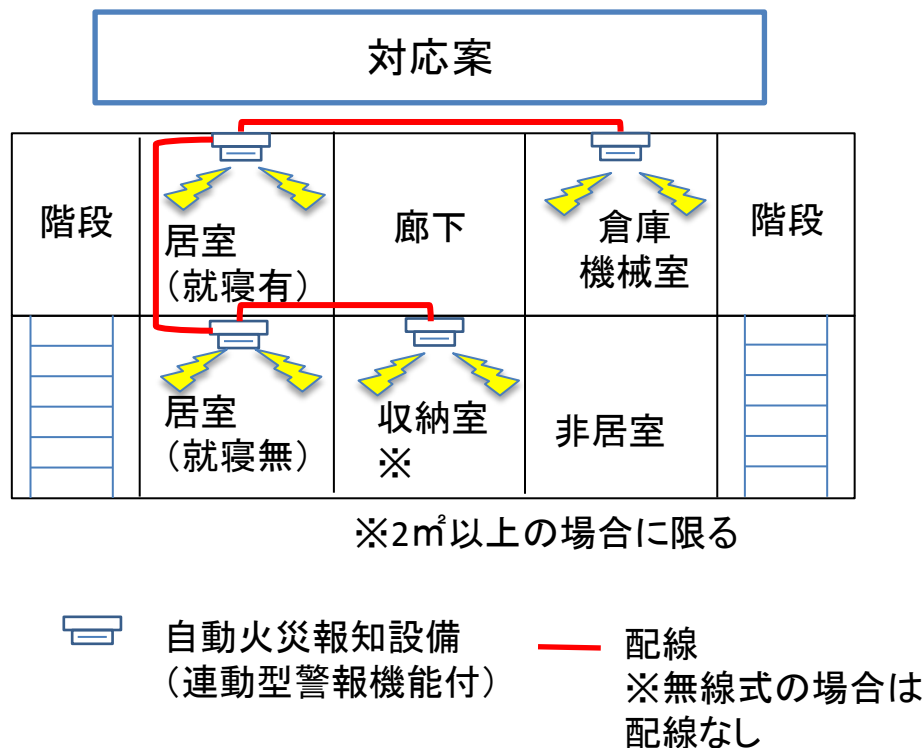
小規模の宿泊を伴う施設への自動火災報知設備の設置義務の拡大の検討について

②感知器の種別及び設置場所について

設置場所については特定小規模施設用自動火災報知設備※と同様に居室、収納室及び倉庫・機械室その他これらに類する室とする。

※特定小規模施設用自動火災報知設備

小規模施設専用の自動火災報知設備で、連動型住宅用火災警報器と規格が若干異なるが、一般的にはほぼ同様の構成となる。



場所	感知器を要する理由
居室	居室は、施設の入所者が宿泊等を行う個室の他、 共用部分、厨房等 があり、入所者及び関係者の活動に伴い火災発生の可能性が考えられる。
物入れ等の収納室	まとまった量の可燃物が置かれているとともに、居室と同様に日常的な人の出入りがあることが想定される場所であり、一定の大きさ(2㎡程度)以上となる室は、感知器により警戒することが必要である。
倉庫・機械室 その他これらに類する室	一度火災が発生すると拡大するおそれがある場所であり、感知器により警戒することが必要である。

※改正時に現に存するもので連動型の住宅用火災警報器が必要箇所にすべて設置されているものについては、自動火災報知設備の設置について一定の経過措置を講じることを検討中

小規模の宿泊を伴う施設への自動火災報知設備の設置義務の拡大の検討について

令第36条の2第1項(設備士でなければ行えない工事)について

法第17条の5(消防設備士)の趣旨は、設備工事又は整備の段階で不備欠陥があればせつかくの設備等もその機能を発揮することができず、かえってその効用を信頼したがために不慮の災害を招くことが予想されるため、設備等の完全な機能の確保を担保しようとするものである。すなわち設置工事をする場合に、その種類によっては、一定の知識及び技能を有している者でなければ、適正に行い得ないものがあるという考えから、消防設備士の業務独占とされている。

令第7条(消防用設備等)

令第36条の2第1項 (設備士工事)

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・水噴霧消火設備
- ・泡消火設備
- ・不活性ガス消火設備
- ・ハロゲン化物消火設備
- ・粉末消火設備
- ・屋外消火栓設備
- ・自動火災報知設備
- ・ガス漏れ火災警報設備
- ・漏電火災警報器
- ・消防機関へ通報する火災報知設備
- ・避難器具(金属製避難はしご(固定式)、救助袋、緩降機)

上記に掲げる設備に類するものとして消防庁長官が定めた「第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」

令第36条の2第2項 (設備士整備)

- 消火器
- 漏電火災警報器

- ・簡易消火用具
- ・動力消防ポンプ設備
- ・非常警報器具及び非常警報設備
- ・避難器具(すべり台、避難はしご、避難橋その他)
- ・誘導灯及び誘導標識
- ・消防用水
- ・排煙設備
- ・連結散水設備
- ・連結送水管
- ・非常コンセント設備
- ・無線通信補助設備

新たに義務化を検討する自動火災報知設備

受信機の設置がなく、無線式の連動型警報機能付き感知器を用いる特定小規模施設用自動火災報知設備は消防設備士資格不要としてはどうか

消防設備士資格不要

小規模の宿泊を伴う施設への自動火災報知設備の設置義務の拡大の検討について

③自動火災報知設備を設置する場合に生じる義務等について

	新たに義務化を検討中の 自動火災報知設備	関係法令
設置義務	○	法第17条
維持管理義務	○	法第17条
消防設備士業務	△※1	法第17条の5
着工届	△※1	法第17条の14
設置届・消防検査	○※2	法第17条の3の2・令第35条
点検報告義務	○	法第17条の3の3
点検資格	—	令第36条

・※1 受信機の設置がなく、無線式連動型警報機能付き感知器のみの場合は不要とするか検討中

・※2 設置届の義務については現行法令では延べ面積300㎡未満は対象外であるが、対象となるよう改正を検討中

小規模の宿泊を伴う施設への自動火災報知設備の設置義務の拡大の検討について

○メリット

- ・関係者による工事が可能であり、工事費用の面で安価
- ・設置届・検査による消防機関の設置把握可能

×デメリット

- ・設置工事の質のばらつき→消防検査で補正

